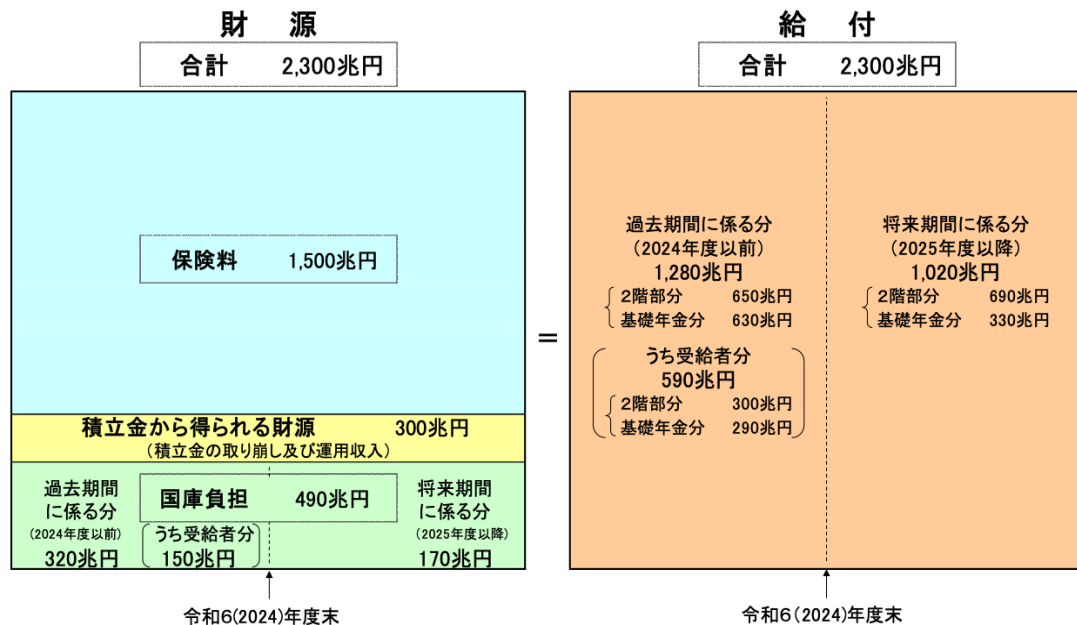


賦課方式と積立方式（１）「公的年金の財源と給付の内訳」

急速な少子高齢化などを背景に、年金財政において賦課方式¹から積立方式への移行を求める声はかねてより根強くあります。他方、厚生労働省は、啓蒙マンガ「いっしょに検証！公的年金」²などを通じ、賦課方式が必然であるかのような説明を展開しています。こうした対立、あるいは、すれ違いをどのように受け止めればよいのでしょうか。それを考える際、出発点となるのが、５年に１度の財政検証時に作成される「公的年金の財源と給付の内訳」です（図表１）³。まずは、その成り立ちを押さえましょう。

（図表１）公的年金の財源と給付の内訳

－人口：中位推計 経済：過去３０年投影ケース－



（資料）厚生労働省年金局数理課『2024年財政検証結果レポート（詳細版）』第3-7-45 図から抜粋。人口は中位推計、経済前提は過去30年投影ケース

¹ 賦課方式については [2004 年改正（１）そもそも年金改正とは | 超党派年金制度改革データベース](#) も参照。

² [賦課（ふか）方式と積立方式 | いっしょに検証！ 公的年金 | 厚生労働省](#)

³ 厚労省の資料では「“参考”までに示している」と、参考の２文字がダブルクォーテーションで強調されており、渋々作成している模様です。第 12 回社会保障審議会年金部会（2012 年 4 月 24 日）資料 2－2

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000294x3-att/2r9852000002952f.pdf>

ポイントは2つあります。1つは、給付が「過去期間に係る分」と「将来期間に係る分」とに分けられている点です。財政検証では、概ね 100 年間の公的年金の財源と給付についての見通しが作成されます（図表2）。財源は、保険料、国庫負担、積立金の3つです。例えば、2025年度はそれぞれ43.9兆円、13.8兆円、0です。給付は、報酬比例年金（2階部分）と基礎年金の2つであり、2025年度は計57.7兆円です⁴。その給付が、「過去期間に係る分」と「将来期間に係る分」とに分けられています。

（図表2）公的年金の財源と給付の年度別見通し

（兆円）

年度	財源				計	給付		
	計	保険料	国庫負担	積立金		過去期間に係る分	うち受給者分	将来期間に係る分
2025	57.7	43.9	13.8	-	57.7	57.4	56.0	0.3
⋮								
2030	61.1	45.9	14.5	0.7	61.1	57.3	43.6	3.8
⋮								
2040	70.1	47.2	15.9	7.0	70.1	56.1	22.8	14.0
⋮								
2050	75.2	47.8	16.2	11.2	75.2	47.6	7.6	27.6
⋮								
2060	78.4	49.6	16.0	12.8	78.4	35.0	1.5	43.4
⋮								
2070	83.3	50.7	16.6	16.0	83.3	20.5	0.5	62.7
⋮								
2080	88.0	51.0	17.2	19.8	88.0	8.8	0.2	79.2
⋮								
2090	90.8	52.0	17.7	21.1	90.8	2.5	0.1	88.3
⋮								
2100	92.5	53.0	18.0	21.5	92.5	0.3	-	92.2
⋮								
2110	94.5	53.3	18.4	22.8	94.5	-	-	94.5
⋮								
2120	96.0	53.9	18.7	23.4	96.0	-	-	96.0

（資料）厚生労働省年金局数理課『2024年財政検証結果レポート（詳細版）』第3-7-45 図より抜粋。
人口は中位推計、経済前提は過去30年投影ケース

「過去」と「将来」の分岐点は、2024年財政検証の場合2024年度末であり、「係る」とは、被保険者が国に保険料を払い込む行為を指しています。わが国の公的年金制度は、被保険者が国に保険料を払い込むことによって受給権が発生する拠出原則を採用しています。

⁴ [2004年改正（5）マクロ経済スライドの終了年度の決め方 | 超党派年金制度改革データベース](#)、[マクロ経済スライド調整期間の一致（3）公的年金の財政構造の修正 | 超党派年金制度改革データベース](#)を参照。

国の側からみれば、保険料を受領すると、被保険者名・標準報酬額などを日本年金機構のコンピュータに記録し、その記録に基づいた給付義務を負うことになります。国債の購入者に対し国が償還義務を負うのとはほぼ同様です。

要するに、「過去期間に係る」とは、2024 年度末までに被保険者から国に保険料が払い込まれているという意味です。2024 年度末時点において、過去期間に係る分は国に給付義務が発生しており、2025 年度の 55.7 兆円（図表 2）、2030 年度の 48 兆円、2040 年度の 35 兆円・・・これらは国として絶対に給付しなければなりません。通販に例えれば、販売業者は代金受領済なので、指定日に確実に商品を届けなければならないのです。

他方、「将来期間に係る」とは、2025 年度以降、保険料が払い込まれる見込みであるという意味です。2024 年度末時点では、国の側からみると保険料を受領していないので、年金給付義務も発生していません。

もう 1 つのポイントは、図表 2 の 2025 年度から 2120 年度の金額の 2024 年度価格への換算です。図表 2 の保険料、国庫負担、積立金、過去期間に係る分、および、将来期間に係る分の給付を 2024 年度価格に換算し合計するとそれぞれ 1,500 兆円、490 兆円、300 兆円、1,280 兆円、1,020 兆円となります（図表 3）。

これらをバランス・シート状に描きなおしたのが「財源と給付の内訳」です（図表 1）。なお、図表 1 では、給付についてさらに 2 階部分と基礎年金の内訳も示されています。例えば、過去期間に係る分はそれぞれ 650 兆円、630 兆円です。このように、2024 年度価格に換算することによって、積立金 300 兆円が、絶対額としては巨額であっても、過去期間に係る分の給付 1,280 兆円と比較すれば少額であることが分かります。「今まで払った保険料を返してくれ！自分で運用する！」と国に訴えても、残念ながら、国には返すお金がほとんどないのです。

以上が、「財源と給付の内訳」の成り立ちです。次回以降、これをもとに議論を進めていきましょう。

(図表 3) 公的年金の財源と給付の年度別見通し (2024年度価格)

(兆円)

年度	財源				給付			
	計	保険料	国庫負担	積立金	計	過去期間 に係る分	うち受給 者分	将来期間 に係る分
2025	56.0	42.6	13.4	-	56.0	55.7	54.4	0.3
⋮								
2030	51.2	38.4	12.1	0.6	51.2	48.0	36.5	3.2
⋮								
2040	43.7	29.4	9.9	4.4	43.7	35.0	14.2	8.7
⋮								
2050	34.9	22.2	7.5	5.2	34.9	22.1	3.5	12.8
⋮								
2060	27.1	17.1	5.5	4.4	27.1	12.1	0.5	15.0
⋮								
2070	21.4	13.0	4.3	4.1	21.4	5.3	0.1	16.1
⋮								
2080	16.8	9.7	3.3	3.8	16.8	1.7	0.0	15.1
⋮								
2090	12.9	7.4	2.5	3.0	12.9	0.4	0.0	12.6
⋮								
2100	9.8	5.6	1.9	2.3	9.8	0.0	-	9.8
⋮								
2110	7.4	4.2	1.4	1.8	7.4	-	-	7.4
⋮								
2120	5.6	3.2	1.1	1.4	5.6	-	-	5.6
合計	2,300	1,500	490	300	2,300	1,280	590	1,020

(資料) 図表 2 の金額を割引率 3 % で 2024 年度価格に換算。合計額には、省略されている年度 (⋮ で表されている年度) の金額も含んでいる。

(2026 年 8 月 10 日)